

議案第68号

特別区道の路線の認定（重複）について

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

葛飾区と足立区の行政境に位置する両区にまたがる道路について、足立区との協議に基づき、特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定（重複）について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅員、延長等
葛 9 4 9 号	足立区西綾瀬一丁目747番地先から 葛飾区小菅一丁目19番17の一部まで	別紙図面表示 の と お り

葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（足立区西綾瀬一丁目747番地先から葛飾区小菅一丁目19番17の一部まで）

- 特別区道路線
- - - - - 行政境界
- ▨ 新たに認定する特別区道路線（葛949号）

幅 員 4.00メートル～4.58メートル

延 長 218.27メートル

面 積 903.30平方メートル

（葛飾区側 278.71平方メートル）

（足立区側 624.59平方メートル）

